

**改正**

昭和46年12月17日条例第41号

昭和50年4月1日条例第13号

昭和52年6月24日条例第20号

昭和55年5月21日条例第16号

昭和56年4月1日条例第19号

昭和59年4月1日条例第5号

昭和61年4月1日条例第9号

昭和61年10月1日条例第25号

昭和62年4月1日条例第11号

昭和62年10月27日条例第21号

昭和63年4月1日条例第10号

平成元年7月11日条例第23号

平成2年4月1日条例第9号

平成4年12月18日条例第33号

平成5年8月1日条例第25号

平成6年3月30日条例第8号

平成8年3月28日条例第7号

平成8年3月28日条例第13号

平成9年3月26日条例第11号

平成12年1月20日条例第10号

平成13年3月28日条例第8号

平成14年9月20日条例第27号

平成15年3月24日条例第13号

平成16年12月17日条例第32号

平成17年4月1日条例第35号

平成18年4月1日条例第38号

平成20年4月1日条例第16号

平成21年3月25日条例第12号

平成23年3月23日条例第13号

平成24年3月23日条例第7号

平成24年6月19日条例第11号

平成25年3月25日条例第19号

平成27年3月25日条例第14号

平成30年3月26日条例第17号

令和元年6月13日条例第22号

令和3年3月23日条例第15号

令和6年3月26日条例第11号

## 千歳市都市公園条例

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 公園及び公園施設の設置基準（第1条の2—第1条の5）

第3章 管理（第2条—第5条）

第4章 市以外の者の公園施設の設置及び管理（第6条・第7条）

第5章 公園の占用（第8条・第9条）

第6章 有料公園施設（第10条—第13条）

第7章 使用料及び占用料（第14条—第18条）

第8章 雑則（第19条—第36条）

第9章 罰則（第37条—第39条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、法及び法に基づく命令に定めるもののほか、千歳市都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 公園及び公園施設の設置基準

（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

**第1条の2** 公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、44平方メートル以上とし、市街地の公園

の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、40平方メートル以上とする。

(公園の設置及び規模の基準)

**第1条の3** 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、市内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

**第1条の4** 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる建築物を設ける場合には、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる建築物を設ける場合には、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる建築物を設ける場合には、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる建築物を設ける場合には、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

(移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準)

**第1条の5** 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、規則で定める。

### 第3章 管理

(行為の制限)

**第2条** 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催のため、公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) その他前各号に準ずる行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が、公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。この場合において、市長は、公園の管理上必要な範囲で条件を付すことができる。

(許可の特例)

**第3条** 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第

1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

**第4条** 公園では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項の許可に係る行為で特に市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 公園の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物、土石等を採取すること。
- (3) ごみその他汚物を捨てること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 広告又はこれに類するものを掲示し、又は散布すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (8) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 指定した場所以外の場所で火気を使用すること。
- (10) 前各号に掲げる行為のほか、市長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(利用の制限等)

**第5条** 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

#### 第4章 市以外の者の公園施設の設置及び管理

(申請書の記載事項)

**第6条** 法第5条第1項に規定する公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公園施設を設けようとする場合
  - ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
  - イ 公園施設の種類及び数量
  - ウ 公園施設の設置目的
  - エ 公園施設の設置場所及び期間
  - オ 公園施設の構造
  - カ 公園施設の管理の方法
  - キ 公園施設の設置工事の期間及び実施方法

ク 公園施設の設置工事費の調達計画

ケ 公園の復旧方法

コ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

イ 公園施設の種類及び名称

ウ 公園施設の管理目的

エ 公園施設の管理期間

オ 公園施設の管理方法

カ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長が指示する事項

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

**第7条** 公園施設を設置又は管理する者が、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、休止の日の10日前までに市長の許可を受けなければならない。

2 公園施設を設置又は管理する者が、公園施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、廃止の日の15日前までに理由を付して市長に届け出なければならない。

## 第5章 公園の占用

(申請書の記載事項)

**第8条** 法第6条第2項に規定する占用の許可申請書の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の種類及び数量

(3) 占用物件の管理方法

(4) 占用物件設置工事の期間及び実施方法

(5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が指示する事項

(軽易な変更)

**第9条** 法第6条第3項ただし書の規定に基づき占用の変更許可を要しないものは、公園の風致に影響を与えない程度の占用物件の軽微な改装等で市長が定めるものとする。

## **第6章 有料公園施設**

(有料公園施設)

**第10条** 市が管理する公園施設のうちその使用を有料とするもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

(有料公園施設の開設期間等)

**第11条** 有料公園施設の開設期間は、4月から11月までの間において市長が定める期間とする。

2 有料公園施設のうち、パークゴルフコースの開場時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開場時間を延長し、又は短縮することができる。

3 有料公園施設のうち、パークゴルフコースの休場日は、次のとおり（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の前日）とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

(1) つばさ公園パークゴルフコース 毎週水曜日

(2) 遺跡公園パークゴルフコース 毎週火曜日

(3) 勇舞すこやか公園パークゴルフコース 毎週木曜日

(4) 指宿公園パークゴルフコース 毎週月曜日

(有料公園施設の使用の承認)

**第12条** 有料公園施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、有料公園施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(有料公園施設の使用の不承認)

**第13条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、有料公園施設の使用を承認してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他有料公園施設の管理運営上支障があるとき。

## **第7章 使用料及び占用料**

(使用料)

**第14条** 第2条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 法第5条第1項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

3 第12条第1項の承認を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用料の額の1割以内の額を減じた額をもつて、回数使用券（以下「回数券」という。）を発行することができる。

5 回数券に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（占用料）

**第15条** 法第6条第1項の許可を受けた者は、別表第5に定める占用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料は、別表第5に定める占用料に100分の110を乗じて得た額とする。

（使用料及び占用料の徴収等）

**第16条** 第14条第1項及び第2項並びに前条の使用料又は占用料は、当該第2条第1項各号に規定する行為、法第5条第1項に規定する公園施設の設置若しくは管理又は法第6条第1項に規定する公園の占用（以下「公園の使用等」という。）に係る許可と同時に徴収する。ただし、公園の使用等の許可の期間が当該許可の日の属する年度を超える場合の次年度以後の年度分の使用料又は占用料は当該次年度以後の年度の4月末日までに、占用期間が満了しなければ占用料が算定できないものは当該占用期間の満了後30日以内に徴収する。

2 前項に規定する使用料及び占用料の算定については、規則で定める。

3 第14条第3項の使用料は、前納しなければならない。

（使用料及び占用料の減免）

**第17条** 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる。

（使用料及び占用料の還付）

**第18条** 既納の使用料又は占用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

## 第8章 雑則

（目的外使用等の禁止）

**第19条** 公園の使用等の許可又は第12条第1項の承認を受けた者は、許可又は承認を受けた目的以外に公園を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

（監督処分）

**第20条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、第2条第1項の許可又は第12条第1項の承認を受けた者（以下この条、第28条及び第35条において「使用者」という。）に対し、当該許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が第2条第2項又は第12条第2項に規定する許可又は承認の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により第2条第1項の許可又は第12条第1項の承認を受けたとき。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

**第21条** 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

**第22条** 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、千歳市公告式条例（昭和25年千歳市条例第10号）に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示すること。
- (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第26条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市の広報紙又は新聞紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなけれ

ばならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

**第23条** 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

**第24条** 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

**第25条** 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

**第26条** 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によりその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

**第27条** 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に係る工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

- (3) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その措置を完了したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その措置を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地、物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第20条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、その措置を完了したとき。

(原状回復の義務)

**第28条** 使用者は、公園の使用を終了したとき、又は第20条第1項若しくは第2項の規定により許可若しくは承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

**第29条** 公園の利用者は、その利用により公園の施設を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(公園の区域の変更及び廃止)

**第30条** 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称及び位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして、その旨を公告するものとする。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

**第31条** 第2条から第29条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設の場合に準用する。

(指定管理者による管理)

**第32条** 公園の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合にあつては、第2条、第4条（第2条第1項の許可に係る行為に限る。）及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、同条第2項及び第3項

中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第12条、第13条、第20条、第27条（同条第6号の規定に該当する場合に限る。）及び第37条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務）

**第33条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第2条第1項の許可及び第12条第1項の承認に関する業務
- （2） 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、公園の運営に関する事務のうち市長が定める業務

（指定管理者の管理の期間）

**第34条** 指定管理者が公園の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日

（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（利用料金）

**第35条** 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に第2条第1項の許可及び第12条第1項の承認に伴う公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第14条第1項及び第3項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て回数利用券を発行することができる。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 7 第14条（第2項を除く。）及び第16条から第18条までの規定（第14条第1項及び第3項に規定する使用料に関する部分に限る。）は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

（委任）

**第36条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 罰則

**第37条** 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第2条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項本文（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第20条第1項又は第2項（第31条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

**第38条** 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

**第39条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の過料を科する。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 千歳市総合競技場条例（昭和33年千歳市条例第13号）は、廃止する。

### 附 則（昭和46年12月17日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年11月18日から適用する。

### 附 則（昭和50年4月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和52年6月24日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和55年5月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和56年4月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（昭和59年4月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和61年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和61年10月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和62年4月1日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から昭和63年3月31日までの期間における千歳市民球場使用料の適用については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表の使用料の欄に掲げるとおりとする。

使用料		
単位	団体	
	一般（高校生以上）	児童・生徒
	金額	金額
1日	5,000円	2,500円
半日	2,500円	1,250円
1時間までごとに	750円	375円

**附 則**（昭和62年10月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和63年4月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年7月11日条例第23号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

**附 則**（平成2年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成4年12月18日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の前にした行為に対する千歳市都市公園条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成5年8月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年3月30日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の千歳市都市公園条例の規定に基づき使用の許可を受けている公園施設の使用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年3月28日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の前にした行為に対する千歳市都市公園条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年3月28日条例第13号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月26日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。

（罰則に対する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する千歳市都市公園条例の罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年1月20日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成13年 3 月28日条例第 8 号)

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成14年 9 月20日条例第27号)

この条例は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成15年 3 月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則** (平成16年12月17日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成17年 4 月 1 日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千歳市都市公園条例第32条の規定に基づき公園の全部又は一部の管理を委託している場合については、平成18年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。

**附 則** (平成18年 4 月 1 日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の千歳市都市公園条例別表第 4 の規定により発行された共通定期券は、改正後の条例別表第 4 の規定により発行された共通定期券とみなす。

**附 則**（平成20年 4 月 1 日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第 5 の規定は、この条例の施行の日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年 3 月25日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第 5 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可に係る占用料（施行日前から施行日以後に引き続く占用で、当該占用許可の属する年度以後の年度分の占用料を当該年度ごとに納付するものを除く。）については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 3 月23日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例第34条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 3 月23日条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第 5 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可に係る占用料（施行日前から施行日以後に引き続く占用で、当該占用許可の属する年度以後の年度分の占用料を当該年度ごとに納付するものを除く。）については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 6 月19日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年 3 月25日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例第15条第 2 項及び別表第 5 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日以前の占用許可に係る占用料（施行日前から施行日以後に引き続く占用で、当該占用許可の属する年度以後の年度分の占用料を当該年度ごとに納付するものを除く。）については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年 3 月26日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 4 に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第 5 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日以前の占用許可に係る占用料（施行日前から施行日以後に引き続く占用で、当該占用許可の属する年度以後の年度分の占用料を当該年度ごとに納付するものを除く。）については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年 6 月13日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例第15条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日 条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第 5 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可に係る占用料（施行日前から施行日以後に引き続く占用で、当該占用許可の属する年度以後の年度分の占用料を当該年度ごとに納付するものを除く。）については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日 条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市都市公園条例別表第 5 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可に係る占用料（施行日前から施行日以後に引き続く占用で、当該占用許可の属する年度以後の年度分の占用料を当該年度ごとに納付するものを除く。）については、なお従前の例による。

別表第 1（第 10 条関係）

公園名	有料公園施設
つばさ公園	パークゴルフコース
遺跡公園	パークゴルフコース
勇舞すこやか公園	パークゴルフコース
指宿公園	パークゴルフコース
青葉公園ピクニック広場	キャンプ場及びバーベキューコーナー
泉沢自然の森	キャンプ場及びバーベキューコーナー
メムシ公園	バーベキューコーナー

別表第 2（第 14 条関係）

区分	単位	使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 平方メートル 1 日につき	30 円

		1 平方メートル1 月につき	600円
業としての写真の撮影		写真機 1 台 1 日に つき	100円
		写真機 1 台 1 月に つき	2,000円
業としての映画の撮影		1 日につき	500円
興業		1 平方メートル1 日につき	10円
第 2 条第 1 項 第 4 号に掲げ る行為	入場料を徴収する とき	1 平方メートル1 日につき	5 円
	入場料を徴収しな いとき	1 平方メートル1 日につき	2 円
第 2 条第 1 項中第 5 号に掲げる行為		別に市長が定める。	別に市長が定める。

**別表第 3**（第14条関係）

区分	単位	使用料
公園施設を設置する場合	別に市長が定める。	別に市長が定める。
公園施設を管理する場合	別に市長が定める。	別に市長が定める。

**別表第 4**（第14条関係）

使用区分	概要	使用料				
		一般	中学生以下	高校生及び65 歳以上		
パーク ゴルフ コース	個人使 用 者	市内在住 者	1 日	300円	100円	150円
			共通定期券 (2 月間)	4,300円	1,400円	2,150円
			共通定期券 (4 月間)	7,600円	2,500円	3,800円
			共通定期券 (開設期間)	8,600円	2,800円	4,300円

	市内在住者以外の者	1日	600円	300円	600円
団体使用	1人1日につき		240円	80円	120円
クラブ及びボールの貸出し	1組1日につき		200円	200円	200円
キャンプ場	市内在住者	1人1泊につき	300円	100円	150円
	市内在住者以外の者	1人1泊につき	600円	300円	600円
バーベキューコーナー	1人1日につき		100円	100円	100円

備考

- 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 未就学児の使用は、保護者の同伴を要する。この場合において、未就学児は無料とし、保護者は各使用区分による使用料とする。
- 高校に在学していない者で18歳未満の者の使用（18歳に達する日の属する年度の末日までの使用を含む。）に係る使用料は、高校生の使用料を適用する。
- 共通定期券は、千歳市公共広場条例（昭和61年千歳市条例第12号）に規定する千歳市アンカレッジパークパークゴルフコースとの共通定期券とする。
- 団体使用は、20人以上の団体であつて、半数以上を市内在住者で構成するものを対象とする。

別表第5（第15条関係）

占有区分	占有料
------	-----

	単位	期間	金額	
第1種電柱（3条以下の電線を支持）	1本	1年	480円	
第2種電柱（4条又は5条の電線を支持）			730円	
第3種電柱（6条以上の電線を支持）			990円	
第1種電話柱（3条以下の電線を支持）	1本	1年	430円	
第2種電話柱（4条又は5条の電線を支持）			680円	
第3種電話柱（6条以上の電線を支持）			940円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	4円	
変圧塔	1個	1年	850円	
水道管及び下水道管			無料	
ガス管及び地下に設ける線類	1メートル	1年	外径が0.07メートル未満のもの	18円
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	26円
			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	38円
			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	51円
			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	77円
			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	100円
			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	180円
			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	260円
			外径が1メートル以上のもの	510円
法第7条第3号又は令第12条第2号に掲げるもの			無料	
郵便差出箱、公衆電話所又は令第12条第5号若しくは第6号に掲げるもの			無料	

非常災害の場合の仮設工作物			無料
競技会、集会、展示会及び博覧会のための仮設工作物	1平方メートル	1月	87円
		1日	9円
標識	1箇所	1年	680円
令第12条第3号及び第4号に掲げるもの			無料
自動販売機		1年	年間売上額の100分の10に相当する額
その他の物件、工作物又は施設	1平方メートル	市長が別に定める。	市長が別に定める。